

平成 30 年 9 月 14 日決定  
令和元年 11 月 6 日改正  
令和 7 年 12 月 2 日改正  
農業資材審議会農薬分科会

## 「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する農林水産大臣から農業資材審議会への意見聴取事項に関して、法第 7 条第 7 項（法第 34 条第 6 項で準用する場合を含む。）の変更の登録の際、意見聴取の対象から除外される「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」は、以下のとおりとする。

（1）農薬（生物農薬（天敵農薬※<sup>1</sup> 及び微生物農薬※<sup>2</sup>）を除く。）については、以下のいずれにも該当しない場合。

- ① 「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」（法第 3 条第 2 項第 11 号）の変更である場合。
- ② 「適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」（法第 3 条第 2 項第 3 号）又は「使用に際して講ずべき被害防止方法」（同項第 4 号）のいずれかの変更であって、ア) 又はイ) に該当する場合。
  - ア) 農薬使用者への影響評価において、農薬使用者暴露許容量が変更となる可能性がある場合、又は、当該農薬の使用方法における暴露量を推定するための新たな試験成績が提出されている場合。
  - イ) 農薬の蜜蜂への影響評価について、新たな試験成績が提出された場合、又は、花粉・花蜜残留試験成績若しくは蜂群への影響試験成績を変更登録の評価に用いる場合。

（2）生物農薬については、以下のいずれにも該当しない場合。

- ① 「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」（法第 3 条第 2 項第 11 号）の変更である場合。
- ② 「適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」（法第 3 条第 2 項第 3 号）又は「使用に際して講ずべき被害防止方法」（同項第 4 号）のいずれかの変更であって、ア) からウ) のいずれかに該当する場合。
  - ア) 天敵農薬について、新たに野外での使用を追加する場合。
  - イ) 微生物農薬について、その有効成分である微生物に昆虫感染性

があり、新たに野外での使用を追加する場合。

ウ) 人、家畜若しくは生活環境動植物への影響に関する新たな試験成績又は資料（考察）が提出されている場合。

※1：「天敵農薬」とは、主に節足動物のうち昆虫綱又はクモ綱に属する生物を、その寄生性又は捕食性を利用して、病害虫や雑草の防除のために、生きたまま放飼するものであって、農薬として製造、輸入又は販売される形態のもの（製剤）をいう。

※2：「微生物農薬」とは、ウイルス、細菌、菌類、原生生物又は線虫（共生細菌のようなものを活性成分にもつものに限る。）であって、病害虫や雑草の防除のために、生きた状態で農薬として製造、輸入又は販売される形態のもの（製剤）をいう。